

豊橋市への自動販売機設置に係る 一般競争入札説明書

この入札に参加するには、事前の申込が必要です。
入札に参加希望の方は、入札説明書をよくお読みになり、内容を十分
確認したうえで、ご参加ください。

【入札執行日】平成 29 年 2 月 3 日（金）午後 2 時

【入札会場】豊橋市役所東 123 会議室（東館 12 階）

【参加申込受付期間】

平成 29 年 1 月 13 日（金）～平成 29 年 1 月 23 日（月）

【注】上記期間のうち、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日を除
く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【参加申込受付場所】

豊橋市役所財務部契約検査課（豊橋市役所東館 3 階）

電話（0532）51－2150

豊橋市

目次

1 貸付物件（詳細は仕様書のとおり）	- 1 -
2 入札参加資格	- 3 -
3 自動販売機の設置条件	- 3 -
4 入札参加申込の受付	- 4 -
5 現地説明の日時	- 5 -
6 入札参加資格審査結果の通知	- 5 -
7 入札執行の場所及び日時	- 6 -
8 入札保証金	- 6 -
9 入札金額	- 6 -
10 入札	- 6 -
11 開札	- 6 -
12 入札の中止	- 7 -
13 契約の締結	- 7 -
14 賃貸料の納付	- 7 -
15 契約保証金	- 7 -
16 その他	- 7 -
17 問い合わせ先	- 7 -

1 貸付物件（詳細は仕様書のとおり）

番号	施設名	所在地	貸付面積※	貸付区分
1	豊橋市立看護専門学校	豊橋市青竹町字八間西 100 番地の 3	2.57 m ²	建物
2	自然史博物館	豊橋市大岩町字大穴 1 番地の 238	5.3 m ²	建物
3	ポートインフォメーションセンター	豊橋市神野ふ頭町 3 番地 29	1.55 m ²	建物
4	豊橋市土木維持事務所	豊橋市大清水町字大清水 614 番地の 1	1.6 m ²	建物
5	豊橋市土木維持事務所 東部出張所	豊橋市岩田町字影岩 3 番地の 6	1.6 m ²	建物
6	豊橋競輪場①	豊橋市東田町 8 7 番地	1 m ²	建物
7	豊橋競輪場②	豊橋市東田町 8 7 番地	1 m ²	建物
8	豊橋競輪場③	豊橋市東田町 8 7 番地	1 m ²	建物
9	豊橋競輪場④	豊橋市東田町 8 7 番地	0.9625 m ²	建物
10	豊橋競輪場⑤	豊橋市東田町 8 7 番地	1 m ²	建物
11	豊橋競輪場⑥	豊橋市東田町 8 7 番地	1 m ²	建物
12	豊橋市東部環境センター①	豊橋市飯村町字高山 11 番地の 19	1.701 m ²	建物
13	豊橋市東部環境センター②	豊橋市飯村町字高山 11 番地の 19	1.98 m ²	建物
14	豊橋市南部環境センター	豊橋市東七根町字宝地道 24 番地	1.87 m ²	建物
15	豊橋市資源化センター①	豊橋市豊栄町字西 530 番地	2.31 m ²	土地
16	豊橋市資源化センター②	豊橋市豊栄町字西 530 番地	1.44 m ²	建物
17	豊橋市資源化センター③	豊橋市豊栄町字西 530 番地	1.98 m ²	建物

18	豊橋市資源化センター ④	豊橋市豊栄町字西 530 番地	2.88 m ²	建物
19	豊橋市資源化センター ⑤	豊橋市豊栄町字西 530 番地	3.24 m ²	建物
20	豊橋市立豊橋高等学校	豊橋市東郷町 43 番地の 1	1.71 m ²	建物
21	豊橋市宮梅田川霊苑	豊橋市大山町字西坪 1 番地	2 m ²	土地

※貸付面積には、回収ボックスの設置面積を含みます（豊橋競輪場のみ回収ボックス不要）。また、自動販売機の機種によっては、販売品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障が生じる場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人にあっては豊橋市内に本店、支店又は営業所を有し、豊橋市に「法人等の設立（開設）事務所・事業所等新設申告書」の提出があること。個人にあっては豊橋市内で事業を営んでいること。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、豊橋市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 入札公告の日から過去3か年以内に、国又は地方公共団体（独立行政法人含む）に、自ら管理・運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績があること。
- (7) 次に掲げる国税、愛知県税及び豊橋市税が未納でないこと。

（国税）

法人の場合：法人税、消費税及地方消費税

個人の場合：申告所得税、消費税及び地方消費税

（愛知県税）

法人の場合：法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税

個人の場合：個人事業税、自動車税

（豊橋市税）

豊橋市市税条例（昭和25年条例第25条）に規定する市税

豊橋市国民健康保険税条例（昭和33年条例第10号）に規定する国民健康保険税

3 自動販売機の設置条件

- (1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、豊橋市が設置事業者に対し、市有財産である建物（又は土地）の一部を賃貸する方法により行います。

- (2) 設置面積等

仕様書のとおり

- (3) 貸付期間

案件番号	賃 貸 期 間
番号1～21	平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

- (4) 賃貸料

3年間の総額による入札で決定した金額とします。

- (5) 必要経費

自動販売機の設置（日程調整を含む。）及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

また、電気料についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量

機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、豊橋市が指定する期限までに全額納入してください。

(6) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 新500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

(7) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 賃貸料及び電気料を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、豊橋市の指示に従うこと。

エ 販売品目は仕様書記載の販売条件のとおりとし、酒類・たばこの販売を行わないこと。なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、自動販売機を設置する前に豊橋市と協議を行うこと。

(8) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 販売品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、販売品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(9) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を豊橋市に請求することができません。

4 入札参加申込の受付

(1) 日時

平成29年1月13日（金）から平成29年1月23日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

豊橋市役所財務部契約検査課（豊橋市役所東館3階）

(3) 提出書類（各1部）

- ア 一般競争入札参加申込書（様式第1）
 - イ 委任状（様式第2）※委任者の印鑑証明書を添付すること。
一般競争入札参加申込者が、豊橋市内にある支店又は営業所等に対して、一般競争入札参加申込書の提出等に関する権限を委任する場合に提出することができる。
 - ウ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）※
 - ＜法人の場合＞・・・履歴事項全部証明書
 - ＜個人の場合＞・・・住民票
 - エ 入札公告の日から過去3か年以内に、国又は地方公共団体（独立行政法人を含む）に、自ら管理・運営する飲料（酒類を除く）の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写し
 - オ 国税及び県税の未納がないことの証明書（発行日から3か月以内のもの）※
 - （ア）国税について
 - a 法人・・・法人税、消費税及地方消費税の納税証明書（様式その3の3 未納のないことの証明）
 - b 個人・・・申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（様式その3の2 未納のないことの証明）
 - （イ）県税について（愛知県の県税事務所が発行する納税証明書）
 - a 法人・・・「法人県民税」、「法人事業税（地方法人特別税含む）」及び「自動車税」の未納の税額がないこと用
 - b 個人・・・「個人事業税」及び「自動車税」の未納の税額のないこと用
 - カ 確定申告書の写し：＜個人の場合＞
 - キ 豊橋市税の納税確認
豊橋市税については、納税証明書を提出する必要はありませんが、一般競争入札参加申込書（様式第1）を提出することで豊橋市が市税の納税状況を確認することに同意するものとします。
また、法人の場合は豊橋市内に本店、支店又は営業所を有していることを確認するため、「法人等の設立（開設）事務所・事業所等新設申告書」を豊橋市に提出済であるかを確認することに同意するものとします。
- ※ ウ及びオの証明書類は、写しの提出でも可能です。

(4) 提出方法

提出の書類は、持参によるものとします。郵送は認めません。

5 現地確認の日時、質疑回答

平成29年1月5日（木）から平成29年1月17日（火）

午前9時～午後4時

現地確認を希望する方は、各施設の担当に事前に申込をしてください。

賃貸物件についての質問は、平成29年1月17日（火）正午までに豊橋市役所財務部契約検査課に質疑書（様式第3）をFAXにより送信し、必ず電話にて到達確認を行ってください。回答は平成29年2月1日（水）午後5時までに豊橋市役所財務部契約検査課ホームページ上に掲載をします。

6 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果については、平成29年1月27日（金）までにFAXにて

通知します。

7 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

豊橋市役所 東123会議室（豊橋市役所 東館12階）

(2) 日時

平成29年2月3日（金）午後2時

8 入札保証金

免除

9 入札金額

- (1) 入札金額は、3（3）の貸付期間中の賃貸料の総額を記入してください。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。ただし、貸付物件が土地の場合、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格としますので、契約希望金額を入札書に記入してください。

10 入札

- (1) 同一物件について、1人で2人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。
- (2) 入札は、指定の入札書（様式第4）を使用してください。また、物件番号ごとに入札書を使用してください。
- (3) 提出した入札書は書換え、引換え、又は撤回することはできません。
- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）で記載してください。
- (5) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 豊橋市契約規則（昭和39年規則第11号）第39条第1号から第7号に該当する入札
 - イ 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
 - ウ 入札書の金額を訂正したもの
 - エ 郵送による入札
 - オ 虚偽の事実を記載した者のした入札
 - カ 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (6) 入札が無効になった者は、再度入札には参加できません。
- (7) 入札は、参加者が1者の場合でも実施します。

11 開札

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。
- (2) 落札者は予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

- (3) 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合は、直ちに再度入札（原則として2回を限度とする。）を行いますので、**再度入札のための予備の入札書（記名及び押印した入札書）を複数枚用意してください。**

1 2 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札日を延期することがあります。

1 3 契約の締結

- (1) 契約書（様式第5又は様式第6）を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 賃貸借契約は申込人名義で行います。
- (4) 賃貸借契約は賃貸期間の満了をもって終了し、更新はありません。

1 4 賃貸料の納付

各年度、納入通知書により、一括納付していただきます。

1 5 契約保証金

免除

1 6 その他

その他定めのない事項は豊橋市契約規則及び入札心得書によることとします。

1 7 問い合わせ先

豊橋市役所 財務部契約検査課（豊橋市役所 東館3階）

〒440-8501 豊橋市今橋町1

電話（0532）51－2150

FAX（0532）56－5839